



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第626号 令和5年9月12日発行

## 目次

### 【告示】

番号	表題	担当課名
422	解除予定保安林に関する通知を受けた件	森林整備課
423	同	同
424	同	同
425	保安林予定森林を告示する件	同
426	森林管理重点地域の指定をする件	同

### 【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
96	地方自治法の規定による条例の制定又は改廃の請求及び監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の50分の1の数を告示する件	
97	地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
98	地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
9 9	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
1 0 0	公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設の指定を取り消した旨の報告があった件	

徳島県告示第四百二十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
三好郡東みよし町東山字中村三三〇の四・三三六の四・三三七の四・三三八の三・三  
四一の三（以上五筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由  
道路用地とするため

徳島県告示第四百二十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬市脇町字北星八の一・二四（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

徳島県告示第四百二十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

美馬市脇町大字脇町字佐尾原二三二七の一（国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

徳島県告示第四百二十五号

次の森林を保安林に指定する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により次のように告示する。

令和五年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

勝浦郡上勝町大字旭字中須九七の三、九八の三、一〇〇の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字中須九七の三・九八の三・一〇〇の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第四百二十六号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和五年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

三好市西祖谷山村田ノ内七五七、七五九、七六四、七七三、七七六及び七七七

徳島県選挙管理委員会告示第九十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第七十五条第一項の規定による監査の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一、二、二一八人

徳島県選挙管理委員会告示第九十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中 田 丑 五 郎

一六八、四七八人

徳島県選挙管理委員会告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

選挙区名	数
徳島	七〇、五三三人
鳴門	一五、七三九人
小松島・勝浦	一一、二三三人
阿南	一九、七三〇人
吉野川	一一、一一三人
阿波	一〇、一一九人
美馬	一〇、一五二人
三好第一	六、八五八人
名西	八、四八二人
那賀	二、二一九人
海部	五、四二八人
板野	二七、一六八人
三好第二	三、八五三人

徳島県選挙管理委員会告示第九十九号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長

中

田

丑

五

郎

一六八、四七八人

徳島県選挙管理委員会告示第百号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者等が個人演説会等に使用できる公営施設として指定していた次の施設について、鳴門市選挙管理委員会から指定を取り消した旨の報告があった。

令和五年九月十二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

施設 の 名 称	所 在 地
鳴門市立岩中央集会所	鳴門市撫養町立岩字内田一の二
鳴門市桑島集会所	鳴門市撫養町大桑島字北ノ組九五の二〇
鳴門市東浜集会所	鳴門市撫養町南浜字東浜二七四